

佐倉市公共事業の入札及び契約過程に係る苦情処理要領

(設置)

第1条 この要領は、佐倉市が行う入札・契約手続きの公平性・公正性の確保と透明性の向上を図るため、入札及び契約過程に係る苦情の適切な処理手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる事業は、市が発注した工事、委託業務その他の事業とする。ただし、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号。以下「規則」という。）第141条各号に規定する額を超えない事業を除く。

(苦情処理)

第3条 入札及び契約過程に係る苦情処理は、次により行う。

- (1) 契約担当課長及び事業担当課長は、入札及び契約過程に係る苦情があった場合は、適切に説明するものとする。
- (2) 前号の説明に対し不服のある場合には、第5条に規定する方法により苦情の申立て（以下「苦情申立て」という。）を受け付けるものとする。
- (3) 前号の苦情申立てに対する回答に対し不服のある場合は、第7条に規定する方法により再度の苦情の申立て（以下「再苦情申立て」という。）を受け付けるものとする。

2 苦情申立ての窓口は、契約検査課とする。

3 市長は、入札の公告又は通知において、苦情申立てができる旨の教示をするものとする。

(苦情申立ての対象)

第4条 苦情申立てができる者及び範囲は、規則第126条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）で、入札及び契約の方式に応じ、次の各号のとおりとする。ただし、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）に基づく指名停止措置、佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外措置を受けている期間にあっては、苦情申立てができる者から除外する。

- (1) 一般競争入札において、入札参加資格確認申請書を提出した者で、市長から当該入札への参加資格がないと認められた者（以下「無資格者」という。）で、無資格者と認められたことに不服がある者 無資格者と認められた理由
- (2) 指名競争入札において、申立ての対象となる入札と同一の業種に登録がある有資格者で、当該入札に入札参加者として指名されなかった事に対して不服がある者 指名されなかった理由
- (3) 随意契約において、申立ての対象となる契約と同一の業種に登録がある有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者 当該契約の相手方として選定されなかった理由

(苦情申立ての方法)

第5条 苦情申立ては、次の各号に掲げる日の翌日から起算して7日以内(佐倉市の休日に関する条例(平成元年佐倉市条例第13号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。))を含まない。)に、市長に対して苦情(再苦情)申立書(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。

(1) 前条第1号に掲げる苦情 市長が無資格者として通知をした日

(2) 前条第2号に掲げる苦情 市長が当該入札の結果を公表した日

(3) 前条第3号に掲げる苦情 市長が当該契約の結果を公表した日

2 苦情申立てがあった場合は、市長は、第10条の規定に基づき苦情申立てを却下する場合を除き、速やかに佐倉市入札参加資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)に、審議を依頼するものとする。

(苦情申立てへの回答)

第6条 市長は、苦情申立てを行った者(以下「苦情申立者」という。)に対し、資格審査委員会の決議を承認した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に苦情申立てに対する回答書(様式第2号)により回答するものとする。この場合において、申立てを認めないときは、申立ての根拠を認めないと判断した理由を示し、申立てを認めるときは、申立てを認めた旨及びこれに伴い市長が講じる措置の概要を苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情申立ての方法)

第7条 再苦情申立ては、市長から苦情申立てに対する回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、苦情(再苦情)申立書により市長に対して行わなければならない。

(再苦情申立ての審議依頼)

第8条 再苦情申立てがあった場合は、市長は、第10条の規定に基づき再苦情申立てを却下する場合を除き、速やかに佐倉市入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第9条 市長は、再苦情申立てを行った者(以下「再苦情申立者」という。)に対し、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に審議結果通知書(様式第3号)により回答するものとする。この場合において、申立てを認めないときは、申立ての根拠を認めないと判断した理由を示し、申立てを認めるときは、申立てを認めた旨及びこれに伴い市長が講じる措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

2 前項の回答を受けた再苦情申立者は、当該申立てについて、この要領に基づき再度の苦情申立てをすることができない。

(申立ての却下)

第10条 市長は、申立期間(苦情申立てにあつては第5条に定める期間、再苦

情申立てにあっては第7条に定める期間をいう。)の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

- 2 市長は、苦情申立て又は再苦情申立てを却下したときは、速やかに苦情申立者(再苦情申立ての場合は再苦情申立者)に当該申立てを却下する旨を却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(結果の公表)

第11条 市長は、苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、苦情(再苦情)申立書及び苦情申立てに対する回答書又は却下通知書を速やかに公表する。

- 2 市長は、再苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、苦情(再苦情)申立書及び審議結果通知書又は却下通知書を速やかに公表する。

- 3 前2項に係る公表の期間は、公表年度の翌年度末日までとする。

(入札手続の執行)

第12条 苦情申立て及び再苦情申立ては、入札及び契約手続きの執行を妨げない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。